

番 号 : 160809

国 名 : タンザニア

担当部署 : 産業開発・公共政策部資源・エネルギーグループ第二チーム

案件名 : 天然ガス普及促進プロジェクト詳細計画策定調査 (環境社会配慮)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 環境社会配慮
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年11月中旬から12月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.27M/M、合計 0.77M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 8日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 10月26日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年11月11日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	環境社会配慮に係る業務
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

1974年にダルエスサラームの南200キロに位置するSongo Songo島で陸上から浅い沖合にかけてガス田が発見され、2001年に世界銀行がSongo Songoガス田の開発とガス利用設備建設の支援を実施。2004年にはガス供給システムが完成し、ダルエスサラーム地区の発電所等が運転開始した。2015年には国内向け天然ガス供給を大幅に増加するため、浅海部等のガス田からダルエスサラームへ487kmのパイプラインが建設され、このパイプラインを活用した新設火力発電所のキネレジ発電所が2016年に運転を開始している。さらに近年、深海に大規模(47.13Tcf)なガス田が発見され、資源量はこれまでの陸上や浅海部ガス田(10.12Tcf)と比較し、圧倒的に大規模であることから、モザンビーク同様、タンザニアにおいてもLNG事業の実施が期待されている。

そこでJICAは2015年に「天然ガス利活用に係る情報収集・確認調査」を実施。同調査では①中長期的には、LNG事業を中心に大水深ガス田の開発を進めること②短期的には、浅海域の小規模ガス田を利用する肥料やメタノール等のプロジェクトを先行事業として推進すること、が提言された。それを受け、タンザニア政府から日本政府に対し、「天然ガス利活用に係る情報収集・確認調査」にて策定されたマスタープランを深化させ、浅海ガス田を利用した先行事業の具体化に向けた総合計画策定支援の要請が出された。

本調査は、タンザニア政府からの協力要請の背景・内容を再度確認した上で必要な情報・資料を収集・分析し、協力内容案を検討、策定するとともに、プロジェクトの事前評価を行うことを目的として実施する。

なお、本プロジェクトは、JICAの環境ガイドラインに基づきカテゴリBに位置づけられており、本業務においては、プロジェクトの詳細計画にあたって必要な環境社会配慮に関する調査を行う。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、開発調査型技術協力の仕組み及び手続き、並びにJICA環境社会配慮ガイドラインの内容を十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2016年11月中旬)

- ① 要請背景・内容、タンザニアのエネルギー政策、開発計画を把握する(既往関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。
- ② 既往資料の分析・整理(担当分野に係る内容、検討方法・体制、運用・改訂体制、関連法・手続き等)
- ③ 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ④ 関係機関(エネルギー鉱物資源省(MEM)、他ドナー等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ⑤ 調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2016年11月中旬)

- ① 当機構タンザニア事務所等との打合せの実施・参加を行う。
- ② タンザニア国関係機関との協議及び現地調査の実施・参加を行う。
- ③ 環境影響評価制度、天然ガスに係る資源開発・管理、住民移転・用地取得、大気・水質・土壌汚染等の法制度概要の調査を行う。
- ④ 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮のTOR案を作成する。
- ⑤ 情報公開用の環境社会配慮調査結果(英文)を作成する。
- ⑥ タンザニア関係者との協議で合意された内容に基づき、R/D案(英文)及びM/M(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦ 現地調査結果を当機構タンザニア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2016年11月下旬～12月中旬)

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 詳細計画策定調査報告書の担当部分を作成する。
- ③ 現地調査の結果を踏まえ、今後の実施を検討するM/P調査の詳細計画案(工程案、要員計画案を含む)の作成に協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 情報公開用の環境社会配慮調査結果(案)(英文)
電子データをもって提出することとする。
- (2) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めることとする。航空経路は日本→ダルエスサラーム→日本とする。ただし、経由地はドバイ/ドーハとする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は他の調査団と同様に、2016年11月中旬(1週間)を予定していますが、状況に応じ、変更する可能性があります。その結果により、本業務従事者の渡航が遅れ、単独で現地調査を行う場合があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。ア)～ウ)の団員は同日程での派遣を想定しています。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 天然ガス利用計画(コンサルタント)

エ) 天然ガス需要調査(コンサルタント)

オ) 環境社会配慮(コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAタンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

タンザニア政府機関とのアポイント取付を機構が支援します。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

要請書、タンザニア国「天然ガス利活用に係る情報収集・確認調査」報告書

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②タンザニア国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA安全管理部、JICAタンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
なお、現地業務に先立ち渡航予定業務従事者を「たびレジ」に登録すること。
- ③先方政府のビザ取得のため、人選後ビザ申請関連書類及びパスポートコピーをご提出頂きます。
- ④戦略的環境アセスメント（SEA）の業務経験とともに、文化財保全を含む環境社会配慮に関する業務経験を有することが望ましい。
- ⑤本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。